

平成24年第4回太子町議会定例会（第439回町議会）会議録（第1日）

平成24年8月29日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 6 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告
- 7 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 8 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 9 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 10 同意第5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 承認第2号 功労者等の承認について
- 12 議案第34号 平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)
- 13 議案第35号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 14 議案第36号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 15 議案第37号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第38号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 17 議案第39号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第1号)
- 18 議案第40号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 19 議案第41号 太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第42号 太子町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 認定第1号 平成23年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第2号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第3号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第4号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第5号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第6号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第7号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第8号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
(認定第1号～認定第8号についての監査委員の審査報告)
- 29 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について  
(福祉文教常任委員会委員長報告)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

- 6 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告
- 7 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 8 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 9 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 10 同意第5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 承認第2号 功労者等の承認について
- 12 議案第34号 平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)
- 13 議案第35号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 14 議案第36号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 15 議案第37号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第38号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 17 議案第39号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第1号)
- 18 議案第40号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 19 議案第41号 太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第42号 太子町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 認定第1号 平成23年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第2号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第3号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第4号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 25 認定第5号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第6号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第7号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第8号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
(認定第1号～認定第8号についての監査委員の審査報告)
- 29 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について  
(福祉文教常任委員会委員長報告)

#### 会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	中 島 貞 次
11番	服 部 千 秋	12番	井 村 淳 子
13番	中 井 政 喜	14番	橋 本 恭 子
15番	清 原 良 典	16番	佐 野 芳 彦

#### 会議に欠席した議員

な し

#### 会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽 一 郎
書 記	首 藤 智 子	書 記	山 本 雅 子

## 説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 川 嘉 明  
教 育 長 寺 田 寛 文  
経 済 建 設 部 長 井 手 俊 郎  
財 政 課 長 堀 恭 一

副 町 長 八 幡 儀 則  
総 務 部 長 香 田 大 然  
教 育 次 長 神 南 隆 司  
監 査 委 員 森 川 勝

### 議長挨拶

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日中はまだまだ暑い日が続いておりますが、朝夕は幾分しのぎやすくなってまいりました。議員各位には極めてご健勝にてご参集賜り、本日ここに平成24年第4回太子町議会定例会（第439回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

まず、この機会に、去る7月29日に執行されました町長選挙におきまして町民の支持を得られ、めでたく当選されました北川町長に対して心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

さて、今期定例会は、条例の制定、補正予算、人事案件を初め、平成23年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算認定など多数の重要案件を長期間にわたりご審議いただくことになっております。さらに、会期中には、平成23年度決算審査審議のため、一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

町長。

~~~~~

### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

平成24年度第4回太子町議会定例会（第439回町議会）が開会されるに当たりまし

て、一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨明けから続くこの夏の猛暑もようやく峠を越えた感がいたしますが、それでもまだまだ暑い日々が続いております。議員各位におかれましては、何かとご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

去る太子町長選挙におきまして、町民の皆様から多数のご支援、ご支持を賜り、町政の運営に当たらせていただくこととなりました。皆様のご期待やご意見を承り、改めて重責を真摯に受けとめているところであります。つきましては、今後の町政運営に対しまして、議員の皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を切にお願いする次第であります。

それでは、町長としての所信の一端を述べさせていただきます。

町政を担当するに当たりまして、4つの柱を掲げました。

1点目は、力強いまちづくりへの行財政改革であります。

行政評価などの手法を用いて取り組みの分析などの検証を行い、歳出の抑制を図り、行政サービスの向上に努めるとともに、平成25年度以降の行財政改革の指針となります第5次太子町行財政改革大綱を策定し、引き続き行財政改革に取り組みます。

2点目は、教育環境の充実であります。

国際社会と呼ばれる時代の中で、改めて日本語の大切さを学び、幼稚園から中学生の英会話教育に力を入れるとともに、子供の学力の底上げにつなげていきます。

3点目は、健康でいきいきと暮らせるまちづくりであります。

年々高齢化が進行し、先行きの不透明さから将来への不安を感じる方も多い中で、誰も

が生き生きと笑顔で暮らしていただけるように、就学前乳幼児への医療費の助成や生活習慣病予防への取り組みの強化、また各種福祉施策により日常生活の支援を充実させていきます。

4点目は、庁舎建設事業の推進であります。

新庁舎を、住民のつながりやきずなを育み、住民主体のまちづくりを实践する拠点として、また住民生活を支えるとともに、安心・安全を守る防災拠点として整備を図ります。基本設計が完成した段階で、小学校区ごとに住民の皆様説明会を開催して、建設的なご意見を伺います。

ただいま申し上げましたことを柱に、これからの町政に取り組んでいきます。

以上でございますが、今後の町政運営に際しましては、議員の皆様と十分に意見交換の上、諸施策を実施していく所存でございますので、ご支援、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、提出させていただきますいております人事を初め、予算、条例並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願い申し上げます。提出いたしました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおりご議決をいただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時05分)

**○議長(佐野芳彦)** ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第4回太子町議会定例会(第439回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長(佐野芳彦)** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、堀卓史議員、藤澤元之介議員を指名します。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

**○議長(佐野芳彦)** 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの27日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(佐野芳彦)** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの27日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

**○議長(佐野芳彦)** 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等22件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成23年度5月分、平成24年度5月分及び6月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、平成24年第3回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表

のとおりです。このうち森川勝監査委員には本日と定例会3日目、4日目の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

また、このうち山本修三生活福祉部長には本定例会に出席要求をいたしておりましたが、葬祭等のため本日から8月31日までの会議を欠席したい旨の届けがありましたのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から6月21日、6月29日、7月6日、7月11日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第5、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 皆さんおはようございます。

福祉文教常任委員会の所管事務報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名、幼稚園バスのあり方について。

2、調査年月日、平成24年7月11日水曜日午前10時から午後3時56分、平成24年8月8日水曜日午前10時から午後3時36分。

3、調査の経過及び意見。平成22年11月27日付の太子町学校教育審議会の幼稚園スク

ールバスの運行のあり方についての答申では、園児の体力向上と集団生活を育み、小学校への円滑な接続を図るなどの面から原則徒歩通園とするが、園児の通園の安全を第一に考慮することとあり、審議を通して得られた具体的な意見も付されている。しかし、平成23年10月号の「広報たいし」の幼稚園入園者募集案内でスクールバス平成25年度以降は廃止予定と掲載されたことから、該当地域の保護者、自治会等に、なぜ廃止なのかという声が上がってきた。その後も教育委員会事務局は答申の原則徒歩通園とすることを強調した幼稚園スクールバス運行が全て廃止されるような説明を行ったため、該当地域の保護者等に不安が広がっていた。当委員会では、平成24年度の幼稚園スクールバスに関する教育委員会の取り組みについて説明を求めてきた。太田、石海幼稚園の対象地区保護者への説明会を5月に、また対象自治会役員等への説明会を7月に行っている。説明会では、幼稚園の統廃合の経緯経過、幼稚園スクールバス運行についての諮問の経緯経過、学校教育審議会の答申内容について説明しているとのことであった。保護者、自治会役員からは、安全面、通学距離等により廃止は困るとの意見が出ている。一方では、経費や体力、教育的効果、あるいは距離による不公平感など総合的に判断すると廃止はやむを得ないと意見もある。

以上の調査から、当委員会として下記のとおり提言する。

提言。教育委員会は、平成22年11月の学校教育審議会の答申が出された段階で、内容は廃止の方向であるが、審議を通して付された3点の意見について、どう対応していくのか真剣に向き合ってこなかったと受け取られる感がある。今後、付された意見にも十分に配慮するとともに、保護者や自治会等から得られた意見を真摯に受けとめ、特に1点目の意見については具体的に検討を行い、遠方の地域には幼稚園バスの存続を検討すること。

以上が提言であります。付された意見を

参考として読み上げます。

学校教育審議会より提出された答申の付された意見。1、現在のスクールバスを存続し、スクールバスの乗車の可否の線引きについては、該当の幼稚園から同心円で太田、石海地区において、おおむね1.5キロメートルを超える地域で、自治会単位の乗車を検討すること。それ以外は徒歩通園とする方向が望ましい。

2、これからスクールバスの運行について変更が生じる地域には、地域住民に徒歩通園の趣旨と公平性について配慮していることを十分時間をかけて周知すること。

3、周知期間は2年間とし、実施3年後に見直しを図ること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第6 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第6、新庁舎建設調査特別委員会の調査報告を行います。

新庁舎建設調査特別委員会から所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

~~~~~

#### 日程第7 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（佐野芳彦） 日程第7、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明させていただきます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成23年度決算について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

#### 日程第8 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

○議長（佐野芳彦） 日程第8、報告第5号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（寺田寛文） 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、別紙のとおり報告いたします。

○議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

#### 日程第9 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐野芳彦） 日程第9、同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 同意第4号教育委員会

の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員をお願いしております龍田晃氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴い、その後任として太子町馬場249番地12に在住しておられます福田敏博氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

福田氏の経歴は参考資料のとおりですが、同条第4項の規定による保護者委員として任命するもので、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。

なお、任期は平成24年10月1日から28年9月30日までの4カ年であります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に服部千秋議員、井村淳子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐野芳彦） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方

は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（佐野芳彦） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

服部千秋議員、井村淳子議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（佐野芳彦） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 11票、反対 4票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

~~~~~

#### 日程第10 同意第5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐野芳彦） 日程第10、同意第5号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 同意第5号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員をお願いしております福田幸代氏の任期が本年9月30日をもって満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

福田氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育行政に精通され、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。

なお、任期は平成24年10月1日から28年9月30日までの4カ年であります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中井政喜議員、橋本恭子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐野芳彦） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（佐野芳彦） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

中井政喜議員、橋本恭子議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（佐野芳彦） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 12票、反対 3票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

~~~~~

#### 日程第11 承認第2号 功労者等の承認について

○議長（佐野芳彦） 日程第11、承認第2号功労者等の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 承認第2号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同施行規則の規定に基づき功労者の表彰を行いたいため、議会の承認を求めるものであります。

本年度は自治功労賞として、平成7年より16年間の長きにわたり町議会議員として町の振興発展に貢献されました熊谷直行氏、昭和58年より24年間の長きにわたり町議会議員として町の振興発展に貢献されました村田興亞氏、文化功労賞として、昭和49年より38年間の長きにわたり華道指導者としての町の伝統文化育成と伝承にご尽力いただいた上垣和生氏、スポーツ功労賞として、昭和55年より31年間の長きにわたりスポーツ指導者として、また昭和63年より23年間の長きにわたりスポーツ推進委員として地域のスポーツ普及発展にご尽力いただいた須方將之氏について、7月23日に太子町まちづくり審議会に諮問し、答申をいただいております。

なお、功績内容は参考資料のとおりでありますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第12、議案第34号から日程第

28、認定第8号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

~~~~~

## 日程第12 議案第34号 平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第34号平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第34号平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,095万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億8,907万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰越金、諸収入及び町債の追加と繰入金の減額であります。

次に、歳出予算につきましては、議会費、総務費、衛生費、消防費及び教育費の追加と民生費、農林水産業費、土木費の減額であります。

また、地方債の補正については、臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ただいま上程されました議案第34号平成24年度兵庫県太子町一

般会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては、前年度決算額の確定による繰越金等の増額と制度改正、事業執行に伴う国県支出金、普通交付税等を補正するものでございます。

歳出予算においては、人事異動等による人件費の補正、事業進捗による必要経費の増減を行うものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

全体を通じて、人件費につきましては、年度途中における退職、育児休業の取得に伴う変更を含めまして、人事異動等による職員給、職員手当等、給料等の増減、市町村職員共済組合と公立学校共済組合の負担率の変更によりまして、総額1,982万3,000円の減額となっております。

19ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目13基金費、節25積立金2億円の追加は財政調整基金積立金の追加でございまして、前年度決算による実質収支額の2分の1以上を積み立てることを規定いたしました地方財政法第7条に基づき8,300万円を、また普通交付税の追加等により財源が確保できましたので、任意に1億1,700万円を本基金に積み立てるものでございます。

21ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費の追加につきましては、県の幹事となったことによる全国研修会への参加費用でございまして、

23ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の高齢者等住宅改造費助成金の追加につきましては、所得要件の緩和に伴う利用者の増加によるものでございます。

目3老人医療費と目4後期高齢者医療費の追加につきましては、平成23年度の医療費等補助金や負担金について、精算に基づき返還ないしは追加負担するものでございます。これ以降の説明欄において記載しております返還金は全て同様の趣旨でございまして、説

明は省略させていただきます。

次に、目6障害福祉費についてご説明いたします。節12の役務費につきましては、障害者自立支援法の改正に伴い、成年後見制度利用支援事業を市町村で実施することになりましたので、後見申し立てに必要な費用等を追加いたしております。節19の負担金補助及び交付金のグループホーム等利用者家賃助成金の追加は、利用者の2名増によるものでございます。節20の扶助費につきましては、サービス利用者、サービス内容の増加、経費加算の算定等見直しにより介護給付費が2,590万8,000円、訓練等給付費714万2,000円の追加、療養介護医療費につきましては、平成24年度より県から市町に移譲されたことに伴い、当該支援に係る医療費を242万8,000円計上いたしております。

25ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2保育所費、節11需用費の消耗品費の追加につきましては、破損等による児童用食器の補完でございまして、

次の目3保育所運営費の保育所一時預かり事業費補助金の追加につきましては、希望者が町内私立3園全てにおきまして当初の予定よりも大幅に増加していることによるものでございます。

続きまして、目5児童措置費につきまして説明いたします。

平成24年4月より子ども手当から児童手当への制度改正に伴う整理と障害児通園施設給付費、放課後等デイサービス給付費、児童デイサービス給付費の増減につきましては、大幅な利用者の増と事業区分の整理に伴うものでございます。

27ページをお願いいたします。

目7児童館運営費の追加は、先の突風により破損した自転車置き場の屋根の修繕料でございまして、

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料の難病患者等ホームヘルプサービス事業委託料につきましては、6月より身体介護の支援追加があったことによ

る追加でございます。

目2予防費につきましては、厚生労働省より本年9月1日よりポリオの定期接種ワクチンを生ポリオワクチンから不活性化ポリオワクチンに一斉に切りかえることとなりました。集団接種から個別接種への移行など、その接種体制の変更が必要で、たつの市・揖保郡医師会と調整し、必要経費を追加いたしております。

31ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費の350万円の追加は、町道沖代線の緊急舗装補修工事等の実施に伴うものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費の消防電算システム構築事業負担金1,094万4,000円は、西播磨地域消防広域化に伴い、新消防本部及び各消防署、分署で使用する電算システムの構築を協議会構成市町で共同実施するため負担するものでございます。

33ページをお願いいたします。

款10教育費、項5社会教育費、目5文化財保護費、節19負担金補助及び交付金の沼田獅子連会活動助成金につきましては、財団法人自治総合センターの助成対象である一般コミュニティ助成事業に沼田地区の獅子舞の保存継承事業が採択されたことにより、助成額と同額を計上するものです。

また、斑鳩寺庫裏耐震補強工事補助金については、全面的な改修工事が実施されるまでの間、耐震補強を図るため、県の補助採択にあわせて町も県と同額の事業費の3分の1を補助するものでございます。

35ページをお願いします。

目8歴史資料館費の修繕料の追加につきましては、本館展示室の八角堂天井の雨漏り修理でございます。

項6保健体育費、目3総合公園管理費の修繕料の追加につきましては、5月の突風により壊れた移動式バックネット2基を修理するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、基準財政収入額の算定に伴い、児童手当及び子ども手当特例交付金を200万円減額し、減収補てん特例交付金を1,718万4,000円追加するものでございます。

なお、制度改正に伴い、平成24年度より児童手当及び子ども手当特例交付金は廃止されました。

款10地方交付税につきましては、普通交付税の本年度交付額は17億208万4,000円と決定し、前年度と比較して1,653万5,000円、1%の減となりました。これに伴い、当初予算の計上額との差額は1億5,885万2,000円でございますが、今後の追加需要及び町債の減額等に備えて、今回は8,663万3,000円を追加しております。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金、13ページの項3委託金につきましては、歳出の民生費における各事業費の補正とあわせてそれぞれ計上いたしております。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金につきましても同様の補正でございます。

目2移譲事務市町交付金につきましては、交付決定による追加でございます。

15ページをお願いいたします。

項2県補助金につきましても、歳出で申し上げました各事業の特定財源の追加と前年度事業費の精算に伴う補助金の追加交付分でございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入の旧環境センター用地貸付料23万7,000円の追加は、貸付料の見直しによるものでございます。

目3不動産売払収入48万円でございますが、矢田部地内の水路20.87平米を個人に売却した収入でございます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の1億3,228万3,000円の減額につきましては、今回の補正予算における財源

調整により補正するものでございます。

款19繰越金は、平成23年度の一般会計の実質収支額が1億6,423万2,423円となりましたことから、予算との差額を補正するものでございます。

17ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1衛生費雑入の揖龍保健衛生施設事務組合派遣職員給与等戻入については、歳出の環境衛生費の人件費補正額と同額でございます。節7教育費雑入の財団法人自治総合センター助成金は、歳出の文化財保護費の沼田獅子連会活動補助金の補正額と同額でございます。

款21町債につきましては、臨時財政対策債を1,293万1,000円追加するものでございます。普通交付税の算定にあわせまして発行限度額が決定されましたので、現計予算との差額を補正いたします。

最後に、6ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正につきましては、町債の補正にあわせまして臨時財政対策債の限度額を変更するものでございます。

以上で平成24年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第13 議案第35号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第35号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第35号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、額の確定通知による補正及び前年度精

算による補正等であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,939万円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億4,395万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、療養給付費等交付金、繰越金の追加と前期高齢者交付金、繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、後期高齢者支援金等、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、前期高齢者納付金等、介護納付金の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第35号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては、前年度決算額の確定による繰越金等の増額と平成23年度の実績精算、額の決定通知等による補正でございます。

歳出予算においては、人事異動等による人件費の補正、額の決定通知があった後期高齢者支援金、介護納付金等の補正、また平成23年度の実績精算による償還金の追加等を行う補正でございます。

それでは、歳出から説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、人事異動等による人件費の補正として268万9,000円を減額いたしております。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、財源更正でございます。

款3後期高齢者支援金等20万4,000円の追加、款4前期高齢者納付金等6万円の減額及び12ページの款6介護納付金19万1,000円の

減額につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの額の確定通知等により補正をいたしております。

款9基金積立金については、歳入歳出の財源調整をした後に生じた8,369万6,000円を後年度の財政需要に備えるための財政調整基金積立金として追加いたしております。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金については、一般被保険者に係る療養給付費等国庫負担金で838万53円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で5万550円をそれぞれ償還するために補正しております。いずれも平成23年度の実績精算による償還金でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款4療養給付費等交付金については、平成23年度の実績精算により2,371万1,000円を追加いたしております。例年は精算により償還しておりましたが、平成23年度は退職被保険者等に係る療養給付費等が大幅に上回ったことにより、制度開始の平成20年度以降初めて精算交付となっております。

款5前期高齢者交付金については、社会保険診療報酬支払基金から通知のあった平成24年度前期高齢者交付金決定額通知書によるもので、821万4,000円を減額いたしております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2職員給与費等繰入金については、歳出の一般管理費を減額したことにより268万9,000円減額いたしております。

款10繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金については、前年度からの繰越金が計上できたため、4,795万7,000円を減額いたしております。

款11繰越金、項1繰越金、目1療養給付費等交付金繰越金につきましては、退職者医療療養給付費等交付金の実績精算による返還金があった場合は、前年度繰越金と区別して充当する必要があるため、当初予算として1,000円を計上しておりましたが、平成23年

度は精算交付となったため、1,000円を減額いたしております。

目2その他繰越金につきましては、平成23年度実質収支額1億2,454万1,055円から当初予算額1,000円を差し引いた1億2,454万円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第14 議案第36号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第36号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第36号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と前年度精算等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ847万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億4,438万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、介護サービス事業費、地域支援事業費の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第36号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳

細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては、前年度決算額の確定による繰越金の増額と平成23年度の実績精算、額の決定通知等に伴う補正でございます。

歳出予算におきましては、人事異動等による人件費の補正、平成23年度の実績精算による基金積立金及び償還金の追加等を行う補正でございます。

それでは、歳出から説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、介護保険担当職員の異動によるものとして、節2給料で472万1,000円、節3職員手当等で169万円、節4共済費で155万9,000円、節19負担金補助及び交付金で105万4,000円を減額し、合わせて902万4,000円を減額いたしております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、介護保険担当職員の異動によるものとして、節2給料で121万2,000円、節3職員手当等で45万6,000円、節4共済費で41万3,000円、節19負担金補助及び交付金で27万5,000円減額し、合わせて235万6,000円を減額いたしております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、介護保険担当職員の異動によるものとして、節3職員手当等で6万8,000円増額し、節4共済費で22万2,000円減額し、合わせて15万4,000円を減額いたしております。

12ページをお願いいたします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、平成23年度介護保険料の剰余金を基金に積み立て、平成24年度以降の給付費の財源に充てるため、117万9,000円追加いたしております。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、平成23年度事業精算の結果、国庫、県費への返還金として188万3,000円を計上いたしております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、平成23年度事業精算の結果、過年度精算分として294万7,000円追加いたしております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、平成23年度事業精算の結果、過年度精算分として813万9,000円、目2地域支援事業交付金として41万4,000円を追加いたしております。

款6県支出金、項4財政安定化基金支出金、目1財政安定化基金交付金については、第5期介護保険料の上昇抑制及び軽減を図るための基金を取り崩し交付されるもので、1,002万円を計上いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、平成23年度事務費繰入金精算分と事業費繰入金精算分及び異動等による給与等の分を合わせて8,593万4,000円減額いたしております。

8ページをお願いいたします。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金については、平成23年度からの繰越金として5,594万2,000円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第37号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第37号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第37号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と過年度保険料納付金等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,349万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、前年度繰越金を追加し、また財源調整のため一般会計繰入金を追加しております。

歳出予算につきましては、一般管理費において、異動等に伴う人件費の追加と、後期高齢者医療広域連合納付金において、平成24年4月、5月の保険料収納分であります過年度分の保険料納付金を追加しております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第16 議案第38号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第38号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第38号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億9,663万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財源調整により繰入金を減額し、23年度決算に伴い繰越金を追加しております。

歳出予算につきましては、下水道費、一般管理費及び公共下水道事業費において、異動等に伴う人件費を減額しております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第17 議案第39号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第39号平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第39号平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,823万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財源調整により繰入金を減額し、23年度決算に伴い繰越金を追加しております。

歳出予算につきましては、前処理場費において、異動等に伴う人件費を減額しております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第18 議案第40号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会**

## 計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第18、議案第40号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第40号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正であります。

その内容につきましては、収益的支出において、職員の異動等により169万3,000円を追加し、収益的支出総額を4億6,989万1,000円とするものであります。

資本的支出においては、職員の異動等により11万2,000円を減額し、総額として1億3,064万4,000円としております。

また、資本的収入支出の不足額については、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填することとしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第19 議案第41号 太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第19、議案第41号太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第41号太子町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布、施行されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

主な改正の内容としましては、防災会議の所掌事務の一つに、「災害が発生した場合に防災に関する情報を収集すること」が規定されていますが、災害対策本部において一元的に行うほうが効率的であるため、防災会議の所掌事務から削除し、防災会議を防災に関する諮問機関としての機能を強化する観点から、防災に関する重要事項の審議とそれに関する意見の具申を追加しております。

また、多様な主体の参画及び地域防災計画に基づく防災対策の強化を図るため、委員に自主防災組織を構成する者、または学識経験者なる者のうちから町長が任命する者を追加するものでございます。

よろしくご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第20 議案第42号 太子町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第20、議案第42号太子町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第42号太子町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布、施行されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

改正の内容としましては、従前同一の条文で規定されていた都道府県及び市町村災害対策本部の設置について、それぞれが個別の条文で規定されたため、引用条項のずれを解消するものでございます。

よろしくご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます、提案説

明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時17分）

（再開 午前11時18分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第21 認定第1号 平成23年度  
兵庫県太子町一般会計歳入  
歳出決算の認定について

日程第22 認定第2号 平成23年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第23 認定第3号 平成23年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第24 認定第4号 平成23年度  
兵庫県太子町後期高齢者医  
療特別会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第25 認定第5号 平成23年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第26 認定第6号 平成23年度  
兵庫県太子町下水道事業特  
別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第27 認定第7号 平成23年度  
兵庫県太子町前処理場事業  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第28 認定第8号 平成23年度  
兵庫県太子町水道事業会計  
決算の認定について

○議長（佐野芳彦） 日程第21、認定第1号  
平成23年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決  
算の認定についてから日程第28、認定第8号

平成23年度兵庫県太子町水道事業会計決算の  
認定についてまでを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 認定第1号から第8号  
までの各会計決算の認定について、一括して  
説明を申し上げます。

最初に、認定第1号平成23年度兵庫県太子  
町一般会計歳入歳出決算の認定について説明  
を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額100億  
274万8,523円、歳出総額98億2,737万  
3,100円、歳入歳出差し引き額は1億7,537万  
5,423円であり、繰越明許費として翌年度に  
繰り越すべき財源1,114万3,000円を差し引い  
た実質収支額は1億6,423万2,423円となっ  
ております。

歳入については、予算額104億2,113万  
5,000円、調定額104億624万7,200円に対し、  
収入済額100億274万8,523円、不納欠損額  
1,533万8,284円、収入未済額3億8,816万  
393円でございます。

また、歳出については、予算額104億  
2,113万5,000円に対し、支出済額98億  
2,737万3,100円、翌年度繰越額3億8,797万  
9,000円、不用額2億578万2,900円となっ  
ております。

続きまして、認定第2号平成23年度兵庫県  
太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の  
認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額32億634万  
3,099円に対し、歳出総額30億8,180万  
2,044円で、歳入歳出差し引き額は1億  
2,454万1,055円となっております。

歳入については、予算額31億7,417万  
4,000円、調定額34億9,228万6,790円に対  
し、収入済額32億634万3,099円、不納欠損額  
751万9,121円、収入未済額2億7,842万  
4,570円でございます。

また、歳出については、予算額31億  
7,417万4,000円に対し、支出済額30億  
8,180万2,044円、不用額9,237万1,956円とな

っております。

次に、認定第3号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額16億7,987万3,922円に対し、歳出総額16億2,393万98円で、歳入歳出差し引き額は5,594万3,824円となっております。

歳入については、予算額16億7,571万6,000円、調定額17億392万4,783円に対し、収入済額16億7,987万3,922円、不納欠損額99万4,039円、収入未済額2,305万6,822円でございます。

また、歳出については、予算額16億7,571万6,000円に対し、支出済額16億2,393万98円、不用額5,178万5,902円となっております。

次に、認定第4号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億5,600万6,282円に対し、歳出総額2億5,034万1,665円で、歳入歳出差し引き額は566万4,617円となっております。

歳入については、予算額2億5,631万7,000円、調定額2億5,736万8,635円に対し、収入済額2億5,600万6,282円、不納欠損額6万3,442円、収入未済額129万8,911円でございます。

また、歳出については、予算額2億5,631万7,000円に対し、支出済額2億5,034万1,665円で、不用額597万5,335円となっております。

次に、認定第5号平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1,996万4,888円に対し、歳出総額1,806万9,329円で、歳入歳出差し引き額は189万5,559円となっております。

歳入については、予算額1,926万2,000円、調定額2,003万9,888円に対し、収入済額

1,996万4,888円、収入未済額7万5,000円でございます。

また、歳出については、予算額1,926万2,000円に対し、支出済額1,806万9,329円で、不用額は119万2,671円となっております。

次に、認定第6号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額15億9,544万1,918円に対し、歳出総額15億8,112万322円で、歳入歳出差し引き額は1,432万1,596円となっております。

歳入については、予算額16億597万4,000円、調定額16億3,866万5,805円に対し、収入済額15億9,544万1,918円、不納欠損額66万913円、収入未済額4,256万2,974円でございます。

また、歳出については、予算額16億597万4,000円に対し、支出済額15億8,112万322円、不用額2,485万3,678円となっております。

次に、認定第7号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額9,938万4,376円に対し、歳出総額9,376万7,765円で、歳入歳出差し引き額は561万6,611円となっております。

歳入については、予算額9,877万3,000円に対し、調定額、収入済額とも9,938万4,376円でございます。

また、歳出については、予算額9,877万3,000円に対し、支出済額9,376万7,765円で、不用額は500万5,235円となっております。

最後に、認定第8号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

平成23年度の収益的収入は、給水量におきまして本年度も平成20年度から大口使用者の使用水量の減少が続いており、事業収益にお

いては収益全体として前年度対比1.3%の減収となりました。

また、事業費用においては、営業費用での2.1%の増、営業外費用での13.8%の減により、費用全体として前年度対比1.1%の増となりました。その結果、収益的支出といたしまして、決算額から仮受消費税を除きました収入総額4億3,893万3,858円に対し、税抜き支出総額4億5,115万5,215円で、純損失は1,222万1,357円となりました。

一方、資本的収支におきましては、立岡山北配水池ほか更新工事において、東北地方大震災の影響を受け、平成24年度に繰り越しました。その結果、資本的収支の収入総額2,197万円に対し、支出総額1億277万2,343円で、不足する額8,080万2,343円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補填しております。

以上、8会計の決算案件についての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては副町長、経済建設部長よりそれぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました平成23年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、主要施策の成果に関する調書に記載しております事項につきましては重複説明になっている箇所もあろうかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

歳出から説明申し上げます。

全体を通して、人件費につきましては15億7,898万円で、前年度比1.9%増となっております。職員給は減となっておりますが、それを上回る地方公務員共済組合の負担率等の引き上げによるものでございます。

それでは、56ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節4共済費4,365万1,950円につきましては、地

方議会議員年金制度が平成23年6月1日より廃止されたことに伴い、町村議会議員共済会へ支払う給付費負担金が大幅に増え、前年度に比べ3,539万2,950円の増となっております。節10交際費12万1,592円につきましては、慶弔費が6件で10万7,000円、渉外費が1件で9,092円、賛助費が1件で5,500円となっております、前年度に比べ1万5,592円増となっております。

58ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10交際費171万8,608円につきましては、渉外費31件で50万5,714円、慶弔費57件で63万6,500円、賛助費44件で56万5,000円、その他3件で1万1,394円となっております。

72ページをお願いいたします。

目11自治振興費のうち396万8,537円は、町制施行60周年記念式典の開催経費や冠事業経費を支出したものでございます。

74ページをお願いいたします。

目23新庁舎建設費408万9,680円につきましては、新庁舎建設事業計画を進めるための経費を支出したものでございます。

78ページをお願いいたします。

項2徴税费、目2賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料2,534万5,009円につきましては過年度の過誤納付金を還付したもので、個人町県民税141件で442万6,909円、法人町民税51件で374万2,900円、固定資産税40件で1,712万9,400円、軽自動車税11件で4万5,800円となっております。前年度と比べ大きく増額となっておりますのは、固定資産税においてゴルフ場に対する課税誤りが判明したことにより、平成11年度までさかのぼり納め過ぎとなっていた税を還付したことによるものでございます。

80ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料のうち住基システム改修委託料1,848万円につきましては、住民基本台帳法を初め関連する法律等の改正により

外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、23年度、24年度の2カ年をかけて実施している電算システム改修事業の23年度分の経費でございます。23年度におきましては、法改正に対応するためのシステム改修事業を実施するとともに、従前より課題となっていたアパート、ハイツ等の集合住宅における施設名、棟番号、部屋番号、肩書を住民基本台帳法に基づく正規の記載事項に加えるためのシステム整備を実施いたしております。

項4選挙費につきましては、町議会議員選挙と、無投票にはなりましたが、県議会議員選挙と農業委員会選挙を執行いたしております。

88ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金1億6,801万3,252円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、法定分の繰り出しとして、保険基盤安定に1億398万1,228円、職員給与費等に4,603万4,024円、出産育児一時金等に830万円、財政安定化支援事業に969万8,000円となっており、本年度についても前年度と同様、国保会計の財政が安定していたため、財源補填のための繰り出しは行っておりません。繰出金総額は前年度と比較して289万2,722円の減となっております。

90ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節28繰出金3億3,597万2,000円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、介護給付費に1億9,642万5,864円、事務費等に1億2,263万6,551円、償還金に1,690万9,585円となっております。

92ページをお願いいたします。

目4後期高齢者医療費、節28繰出金4,807万433円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、保険基盤安定に3,429万908円、事務費に1,377万9,525円となっております。

100ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料のうち子ども手当システム改修業務委託料416万8,500円につきましては、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、既存のシステムを対応させるため改修を行ったものでございます。

104ページをお願いいたします。

目2保育所費、節13委託料のうち石海保育園運営委託料8,091万6,870円につきましては、委託先である社会福祉法人明和福祉会に対して支出いたしております。前年度と比べ園児が増加したことにより534万4,250円の増となっております。

106ページをお願いいたします。

目5児童措置費、節20扶助費8億4,313万1,000円につきましては、子ども手当といたしまして、次代の社会を担う子供の育ちを支援するため、中学校修了前までの子供に対して支給したことによるものでございます。10月以降は子ども手当の特別措置法が施行されたことにより、支給月額は一律1万3,000円から3歳未満の児童は一律1万5,000円、3歳から小学校修了前までの児童は第1子及び第2子は1万円、第3子以降は1万5,000円、中学校は一律1万円となっております。

108ページをお願いいたします。

目6乳幼児等医療費、節20扶助費のうち子ども通院医療費扶助費709万4,384円につきましては、子育て世帯の医療費負担を幅広く軽減することを目的に、平成23年10月から新規事業として、こども医療費助成事業の対象を小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒の通院医療費にまで拡大して実施しているもので、一層の子育て支援を実施したものでございます。

114ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料のうち小児細菌性髄膜炎予防接種助成事業委託料951万5,900円、子宮頸が

ん予防ワクチン接種助成事業委託料2,660万2,191円、小児肺炎球菌ワクチン接種助成事業委託料1,424万221円につきましては、22年度に引き続き23年度も全額公費で実施しております。また、日本脳炎接種委託料の2,338万5,762円につきましては、ワクチンの副反応により平成17年から接種勸奨を控えておりましたが、新ワクチンが開発され、平成22年度に接種再開し、接種者数が増加したことなどにより、委託料全体で昨年度より3,715万3,814円の増となっております。

118ページをお願いいたします。

目4環境衛生費、節19負担金補助及び交付金のうち揖龍保健衛生施設事務組合負担金6,409万6,000円につきましては、火葬場運営に係る負担金でございます。内訳といたしましては、火葬場施設の管理及び運営に係る経費2,469万円と火葬場施設建設に伴います起債の元利償還に係る経費3,940万6,000円でございます。

124ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節10交際費4万500円につきましては、慶弔費3件、渉外費1件の支出となっております。

128ページをお願いいたします。

目5農地費、節19負担金補助及び交付金のうち県営上之池改修事業負担金306万4,288円につきましては、兵庫県が実施するため池堤体の老朽化による漏水防止と堤体の安定を図るための工事に対する負担金分でございます。

136ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節13委託料1,082万2,618円につきましては、橋りょう点検業務を委託したものでございます。

目2道路維持費、節15工事請負費2,780万2,320円につきましては、長金陸橋伸縮継手装置修繕工事及び揖保線交差点改良工事ほか数路線の道路補修工事等を実施したものでございます。

138ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費、節15工事請負費のうち沖代線歩道設置工事費4,758万750円につきましては、沖代線歩道設置工事国庫補助事業分、第4工区を実施したものでございます。

142ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目4公園事業費、節15工事請負費1,923万6,000円につきましては、総合公園駐車場トイレ整備工事を実施したもので、国庫補助分1,830万円、単独分93万6,000円でございます。節17公有財産購入費2,427万5,328円につきましては、総合公園用地として東部の山林3筆、面積6,490.73平方メートルの買収を行ったものでございます。

144ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節10交際費2万500円につきましては、慶弔費1件で1万5,500円、渉外費1件で5,000円となっております。

146ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節15工事請負費1,168万9,650円につきましては、太田地区を主として活動しています第3機動分団の車庫を太田幼稚園西側に新築したものでございます。

148ページをお願いいたします。

目4災害対策費のうち672万8,477円は、東日本大震災の被災地の応急対策や復興支援として、人的支援、給水支援、物的支援、見舞金等の支援活動などに支出したものでございます。

150ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節10交際費8万5,500円につきましては、慶弔費13件で8万500円、渉外費1件で5,000円となっております。

156ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち石海小学校東棟校舎耐震補強外改修工事費1億5,208万3,050円及び太田小学校南館中央棟耐震補強外改修工事費1億2,349万3,650円につきましては、鉄骨補強ブ

レースの設置による校舎の耐震化工事やトイレ等の大規模改修を実施したものでございます。

また、斑鳩小学校屋内運動場改築工事費2億7,832万9,550円につきましては、昭和39年建築の体育館の老朽化に伴う改築を行ったものでございます。

158ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節7賃金のうちスクールアシスタント賃金635万2,400円につきましては、注意欠陥多動性障害等により行動面に特別な配慮や指導が必要な児童への教育支援を行うため、各小学校にスクールアシスタントを6名配置したものでございます。

168ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節15工事請負費732万4,800円につきましては、太田幼稚園保育室の屋根が経年劣化により損傷し、雨漏りをしていたため改修工事を実施したものでございます。

176ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目3青少年教育費、節17公有財産購入費2,970万9,300円につきましては、長期的に安定した学童保育園事業を運営するために、太田学童保育施設用地として593平方メートルを取得したものでございます。なお、財源につきましては、平成22年度からの繰越明許費を充てております。

182ページをお願いいたします。

目6図書館費、節15工事請負費205万8,000円につきましては、全てのお客様が利用しやすいように公共施設のバリアフリー化を図る一環として、オストメイトトイレを設置した費用でございます。

192ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節11需用費のうち修繕料424万9,080円につきましては、町民体育館のアリーナ及びロビーの照明器具等の施設改修費用でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

歳入の詳細説明に移らせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長、ちょっと休憩

します。

この際暫時休憩します。

再開は1時とします。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後0時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、一般会計決算の歳入の説明をよろしくをお願いいたします。

○副町長（八幡儀則） 引き続きまして、歳入の詳細説明に移らせていただきます。

歳入決算の全体通しまして、国庫支出金の減、各種交付金においても軒並み減少しており、町税及び地方交付税の増加等によって昨年度歳入総額を上回る結果となっておりますが、依然厳しい財政状況でございます。

12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人町民税につきましては、収入済額は14億7,209万3,709円で、前年度対比0.4%の減となっております。調定額につきましても0.5%の減となっております。

目2法人町民税につきましては、収入済額1億9,151万9,200円で、前年度対比6.8%の増となっております。これにつきましては、企業の業績が若干回復したことによるものと思われま。

項2固定資産税につきましては、収入済額は20億3,013万9,783円で、前年度対比0.6%の増となっております。

項3軽自動車税につきましては、収入済額6,811万5,500円で、前年度対比1.0%の増となっております。

項4町たばこ税につきましては、収入済額2億3,789万7,626円で、前年度対比13.2%の増となっております。これにつきましては、消費本数の減少にもかかわらず、平成22年10月の税率の改正で税率の上げ幅が大きかったことによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2教育費国庫負担金、節1学校費負担金、公立学

校施設整備費負担金4,604万7,000円につきましては、斑鳩小学校屋内運動場改築工事に係る国庫負担金でございます。

項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち社会資本整備総合交付金の交通安全施設等整備事業費補助金2,616万9,412円は、前年度からの繰越分でございます。

28ページをお願いいたします。

節2都市計画費補助金のうち社会資本整備総合交付金1,700万円につきましては都市公園事業費補助で、補助率は用地取得が3分の1、施設整備が2分の1となっております。

目5教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち安全・安心な学校づくり交付金1億1,006万6,000円につきましては、石海小学校東棟校舎耐震補強外改修工事及び斑鳩小学校屋内運動場改築工事に係る国庫補助金でございます。

また、学校施設環境改善交付金3,949万7,000円につきましては、太田小学校南館中央棟耐震補強外改修工事に係る国庫補助金でございます。

34ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4労働費県補助金、節1労働費補助金のうち緊急雇用就業機会創出市町事業費補助金3,149万6,522円につきましては、離職、失業を余儀なくされた方に対して臨時的なつなぎ就業の機会を創出するための事業費補助金でございます。

42ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金137万5,000円につきましては、8件8名の方々からのふるさと応援寄付金でございます。

50ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節6消防費雑入のうち防災資機材等整備支援事業交付金66万6,000円につきましては、業務用簡易無線機の親機1機、子機4機や災害対策用備蓄資材の購入に係る経費に対しまして、兵

庫県市町村振興協会から交付されたものでございます。

また、東日本大震災応援経費求償収入186万9,855円につきましては、東日本大震災の被災地の災害救助法適用の対象となります職員派遣旅費や物資支援等の経費に対して、厚生労働省から交付されたものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

22ページの歳出からお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国保事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費でございます。前年度に比べて約38万円増加しておりますが、主な要因は、兵庫県国保連合会独自のシステムを全国版の国保総合システムに改修されることに伴い、本町と国保連合会との間の情報伝達がオンライン化されることとなり、本町側改修経費として国保連総合システム改修委託料294万円を支出したことによるものでございます。

24ページをお願いいたします。

款2保険給付費につきましては、目1一般被保険者療養給付費は16億2,190万8,249円で、前年度より保険者負担分は889万1,151円減少しております。入院外において件数、費用額が、調剤において件数、日数、費用額とも前年度より増加となっているものの、入院において件数、日数、費用額とも前年度より大きく減少いたしております。

目2退職被保険者等療養給付費は2億2,083万8,318円で、前年度より保険者負担分は3,654万6,096円増加しております。入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護の全ての項目について件数、日数、費用額とも前年度より増加しております。

一般被保険者、退職被保険者等合わせた療養給付費全体では、本年度は18億4,274万

6,567円で、前年度より2,765万4,945円増加いたしております。

26ページをお願いいたします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は1億8,143万3,288円で、前年度より件数で166件の増、保険者負担分では740万798円の増となっております。

目2 退職被保険者等高額療養費は2,934万7,513円で、前年度より件数で62件の増、保険者負担分で679万3,079円の増となっております。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金の件数は31件で、前年度より件数で13件の減、567万円の減となっております。

28ページをお願いいたします。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費の件数は50件で、前年度より件数で1件の増、5万円の増となっております。

款3 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金につきましては、全ての75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度による保険事業に対し、国保を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、3億7,223万6,159円支出いたしております。前年度より1億1,373万4,249円の増となっております。この支援金は概算医療費をもとに仮計算され、確定医療費で2年後に精算される仕組みとなっております。この大幅な増の要因は、平成22年度は制度開始から2年を経過し、この精算が始まったことにより、平成21年度より約9,500万円の減となったことによるもので、平成23年度は概算額と確定額との差が落ちついたことにより増となっているものでございます。今後はこの程度の精算額で落ちつくものと考えております。

款4 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者支援金等と同様に、全ての65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費の負担の偏在を保険者間で財源調整する制度であり、退職者が大量に加入する国保に比べ現役世代の加入が多い社会保険側の納付額が大きいことから国保の負担は少

くなります。23年度は106万6,212円支出いたしております。

30ページをお願いいたします。

款6 介護納付金は、第2号被保険者1人当たりの負担額5万4,191円に第2号被保険者2,912人を乗じた概算額1億5,780万4,192円に前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額1億5,266万894円を納付いたしております。

款7 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金5,972万5,798円は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、あらかじめ全保険者で一定額を拠出し、レセプト1件当たり80万円を超える対象医療費に応じた額が交付される高額医療費共同事業に係る拠出金でございます。拠出金の額は前年度より1,122万4,599円増加いたしております。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療費拠出金と同様に算出し、医療費案分と被保険者数案分により、それぞれの太子町の拠出率を乗じて得た額2億7,863万8,464円であります。拠出金の額は前年度より791万6,429円増加いたしております。保険財政共同安定化事業の対象となるものは、レセプト1件当たり30万円を超える医療費でございます。

款8 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき全保険者に義務づけられた特定健診、特定保健指導に係る経費で、1,451万9,432円を支出いたしております。特定健診では1,438名の被保険者が受診され、そのうち136名に特定保健指導を実施しております。前年度と比較して受診者数は同数の1,438名でございましたが、対象者数が増加したため受診率は0.7%減の24.6%となっております。

32ページをお願いいたします。

款9 基金積立金は、23年度において財政調整基金から生じた利子13万4,014円と任意積み立て2,766万1,747円の計2,779万5,761円を

基金に積み立て、23年度末の国保財政調整基金残高は1億431万3,000円となっております。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、22年度の医療給付費の確定により、一般被保険者に係る療養給付費等国庫負担金を2,152万3,494円、退職被保険者等に係る療養給付費等交付金を671万9,276円、また実績により高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を3万8,180円、兵庫県後期高齢者医療広域連合健康診査補助金を1万6,000円返還いたしております。

続いて、歳入について説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税の総額は7億6,819万6,702円で、前年度と比較し976万4,409円の増となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて、年度平均で7世帯の増、被保険者数51人の減となっておりますが、平成23年度の保険税改定等により、現年分調定額で約1,590万円、現年収入済額で約1,140万円増加いたしております。団塊の世代の退職者の増により退職被保険者は世帯、被保険者数とも増となっており、目2退職被保険者等国民健康保険税は前年度より119万3,972円の増となりましたが、目1一般被保険者国民健康保険税は被保険者の世帯、被保険者数とも減となっているにもかかわらず857万437円の増となっております。

12ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は4億6,654万654円で、前年度比で5,581万5,305円の増となっております。医療費の増加に伴い、医療費に係る療養給付費負担金は若干増加しています。また、後期高齢者支援金負担金につきましては、22年度は事業初年度であった20年度分の精算の影響で大きな減となりましたが、23年度は精算が落ちついたことから増加いたしております。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金は1億954万6,000円で、前年度より930万円の増

となっております。交付率は前年同様9%で、後期高齢者支援金に係る交付金の大幅な増加を受け、普通調整交付金は806万7,000円増加いたしております。特別調整交付金につきましては、非自発的失業者に対する軽減について交付金対象となったため前年度より123万3,000円の増となっております。

目2出産育児一時金補助金につきましては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、暫定的に35万円から39万円に引き上げた被保険者の出産に対する出産育児一時金が平成23年4月1日以降、この引き上げを恒久化して39万円となっております。このため、平成23年3月までの出産は1件につき2万円の国庫補助でございましたが、平成23年度は激変緩和措置として1件につき1万円の補助に減額となり、平成24年度以降はなくなることとなっております。

14ページをお願いいたします。

款4療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対しての診療報酬支払基金から交付されるもので、2億3,830万4,000円でございます。前年度より171万7,000円減少しておりますが、診療報酬支払基金の予測した通知額に基づくもので、退職被保険者等の保険給付費は大幅に増加しており、平成24年度で精算交付される予定でございます。

款5前期高齢者交付金は、全ての65歳から74歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するもので、前年度と比較し4,700万4,704円減の8億2,330万1,118円となっております。概算額は増えていますが、前々年度の精算額が22年度と比べ約7,200万円減少したことにより大幅な減となっております。

款6県支出金は1億3,669万4,348円で、前年度より3,452万8,180円の増となっております。国庫支出金と同様、後期高齢者支援金に係る交付金の大幅な増加を受け、普通調整交付金は1,674万7,000円増加いたしております。

16ページをお願いいたします。

款7共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり交付基準額80万円を超える高額医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものでございます。交付金は4,435万8,127円で、前年度より200万8,690円増加いたしております。対象件数は245件で、前年度より1件の増でございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たりの交付基準額30万円を超える医療費を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものでございます。交付金は2億5,145万4,123円で、前年度より1,532万5,948円減少いたしております。対象件数は1,472件で、前年度より67件の減でございます。

款8広域連合支出金147万1,834円は、国保の特定健診と同時に実施した75歳以上の後期高齢者に係る健康診査に対する広域連合からの支出金でございます。内訳としましては、23年度健診受診者270名分の国庫補助金相当分38万5,000円と被保険者数及び受診実績配分による広域連合補助分93万8,000円及び22年度実績に伴う追加交付11万6,000円、また健診に係る臨時的な特別対策補助金3万2,834円を合わせたものでございます。

款10繰入金は1億6,801万3,252円で、前年度より289万2,722円の減となっております。主な要因は、出産育児一時金の件数の減により約340万円減少したためでございます。赤字補填であるその他一般会計繰入金ではなく、いわゆる法定繰り入れのみとなっております。

18ページをお願いいたします。

款11繰越金、目1療養給付費等交付金繰越金671万9,276円は、22年度に交付された退職被保険者等に係る療養給付費等交付金について医療費実績が確定した結果、超過交付となった額を23年度において診療報酬支払基金に返還するための繰越金でございます。

目2その他繰越金1億6,337万4,396円は、前年度繰越金の総額から療養給付費等交付金

繰越金を除いた額で、前年度より8,528万5,269円減少しております。

歳入総額32億634万3,099円に対し、歳出総額は30億8,180万2,044円で、歳入歳出差し引き額1億2,454万1,055円を翌年度に繰り越させていただきます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

14ページの歳出から説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費3,900万642円については、介護保険担当職員給与4名分ほかでございます。

16ページをお願いいたします。

目2連合会負担金16万542円については、国保連合会、会員負担金でございます。

項2徴収費、目1賦課徴収費170万9,569円については、介護保険料賦課決定通知書作成の委託料等でございます。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費297万7,280円については、介護認定審査会の委員報酬等でございます。認定審査会を46回開催し、延べ1,294件の審査をし、平成24年3月末現在では1,049人の要介護、要支援と認定された方がおられます。

目2認定調査費1,096万2,716円については、認定調査員の8名分の賃金と主治医意見書1,342件分の作成手数料でございます。

18ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費13億4,544万2,458円につきましては、要介護1から5と認定された方に対し、居宅介護サービス給付費で延べ1万1,054人、施設介護サービス給付費で延べ2,164人、居宅介護福祉用具購入費で延べ94人、居宅介護住宅改修費で延べ79人、居宅介護サービス計画給付費で延べ5,081人、地域密着型介護サービス給付費で延べ512人のサービス費でございます。

目2予防サービス費7,989万3,803円につき

ましては、要支援と認定された方に対し、介護予防サービス給付費で延べ2,706人、介護予防福祉用具購入費で延べ33人、介護予防住宅改修費で延べ43人、介護予防サービス計画給付費で延べ2,067人のサービス費でございます。

目3 高額介護サービス費2,721万832円につきましては、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費で、延べ2,343人のサービス費でございます。

目4 特定入所者サービス費3,636万9,280円については、低所得の方の介護保険サービスに係る自己負担額の一定額以上を支給するサービス費で、延べ1,334人のサービス費でございます。

目5 審査支払手数料129万6,405円につきましては、兵庫県国民健康保険団体連合会の審査支払業務として、延べ2万3,571件分の手数料でございます。

20ページをお願いいたします。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費1,560万8,947円につきましては、介護保険担当職員給与1名分、嘱託職員賃金1名分と延べ1,034人分の介護予防ケアプラン作成業務委託料等でございます。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費1,350万4,661円につきましては、介護予防事業委託料、2次予防対象者把握事業委託料等でございます。介護予防事業委託料は、運動教室、口腔教室、栄養教室を社会福祉協議会に委託し、延べ3,733人の利用がございました。2次予防対象者把握事業は、介護保険の認定を受けていない65歳以上の基本チェックリストの回答の結果で介護予防の必要性を判定するものであり、1,289人分でございます。

22ページをお願いいたします。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費3,235万6,079円につきましては、介護保険担当職員給与4名分と総合相談窓口業務委

託料等でございます。総合相談窓口業務委託は、75歳以上の家庭を延べ1,618人訪問し、現況の聞き取り調査及び相談を行っております。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費52万7,299円につきましては、町の介護保険財政が安定的に運営されるよう基金に積み立てるものでございます。

24ページをお願いいたします。

款9 諸支出金、項1 償還金、目1 償還金1,690万9,585円につきましては、平成22年度保険給付費の精算の結果、介護給付費負担金返還金、地域支援事業費交付金の返還金でございます。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 介護保険料の収入済額については、節1 現年度分として特別徴収保険料6,269人、3億1,359万9,546円、普通徴収保険料870人、1,995万8,929円、節2 滞納繰越分保険料として260人、118万9,077円の収入済みであり、合計で3億3,474万7,552円でございます。また、収入未済額については、現年度分と滞納繰越分等合わせて2,305万6,822円となっており、徴収率は93.3%でございます。

款2 介護サービス事業収入、項1 介護サービス事業収入、目1 介護サービス事業収入については、地域包括支援センターの介護予防サービスプラン作成報酬として878万7,480円の収入済みでございます。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料として3万800円の収入済みでございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金として2億6,301万3,126円の収入済みでございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金として1,256万3,000円、目2 地域支援事業交付金として1,556万9,000円、事務費交付金として279万7,000円の収入済みでございます。

8ページをお願いいたします。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金として4億3,886万5,000円、目2地域支援事業交付金として355万円の収入済みでございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金として2億1,920万8,000円、項2県補助金、目1地域支援事業交付金として778万4,000円、項3委託金、目1総務費委託金として、要保護者に係る審査判定等の費用5,500円の収入済みでございます。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金として25万3,538円の収入済みでございます。

10ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として、節1保険給付事業繰入金として3億2,833万8,000円、節2介護サービス事業繰入金として763万4,000円を繰り入れております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備金繰入金として3,144万8,164円、目2介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、節1第1号被保険者保険料軽減分繰入金として437万7,312円、節2その他経費繰入金として11万3,545円を繰り入れております。

款9繰越金については、前年度繰越金として54万9,224円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

款10諸収入、項2町預金利子、目1町預金利子として4,813円の収入済みでございます。

項3雑入、目1雑入として介護保険料等還付未済金3万8,077円、目2第三者納付金として第三者行為による損害賠償請求分19万6,791円を収入いたしております。

歳入総額16億7,987万3,922円に対し、歳出総額は16億2,393万98円で、歳入歳出差し引き額5,594万3,824円を翌年度に繰り越いたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第4号平成23年度兵庫県

太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員人件費が主な内容でございます。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、主に死亡等に伴う過誤納付還付金及び後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や納付書の印刷製本費や郵送料でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成24年3月分までの現年度分の保険料納付金として1億9,670万6,826円、過年度分の保険料納付金として523万6,031円、広域連合の運営のための共通経費であります分賦金として785万5,873円、保険基盤安定繰入金納付金として3,429万908円、延滞金納付金として5万100円をそれぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

続いて、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収分として1億4,023万1,232円、普通徴収分として6,146万8,109円、合計で2億169万9,341円を収納しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料につきましては、3万1,400円を収納いたしております。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として1,377万9,525円、保険基盤安定繰入金として3,429万908円、合計で4,807万433円を一般会計より繰り入れております。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金として524万231円を収納いたしております。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過

料、目1延滞金につきましては、保険料延滞金として5万1,400円を収納いたしております。

款5諸収入、項3雑入、目1雑入は、広域連合より保険料還付金として24万2,549円を受け入れております。また、年度末までに還付できなかった後期高齢者医療保険料の過納分の30万3,225円につきましては、平成23年度の決算より還付未済金として雑入に振りかえ、翌年度の過誤納還付金に充当するよう変更いたしております。

歳入総額2億5,600万6,282円に対し、歳出総額は2億5,034万1,665円で、歳入歳出差し引き額566万4,617円を翌年度に繰り越しいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第5号平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の詳細説明を申し上げます。

まず、10ページの歳出をお願いいたします。

款1項1墓園事業費、目1の一般管理費の1,200万4,277円でございますが、主に一般会計への繰出金としての802万8,000円と墓所返還還付金としての388万2,000円となります。墓所返還還付金につきましては、申し込み後、墓碑の設置の見込みがなく不用になったなどの理由による返還申請がございましたので、10基分388万2,000円を返還いたしました。

目2の墓園管理費606万5,052円でございますが、主に節13委託料の除草作業、ごみ処理等による清掃管理委託料及び樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等による植栽管理委託料、車止め開閉業務委託料として575万5,680円となっております。

次に、6ページの歳入をお願いいたします。

まず、款1の使用料及び手数料の墓園永代使用料は、11基分917万円でございます。平成23年度末の応募状況は、累計で889基とな

っております。墓園年間管理手数料は、893基分の611万7,500円でございます。

款3の繰越金につきましては、前年度繰越金として373万9,861円となっております。

なお、款5の繰入金につきましては、緊急雇用対策事業の一環として一般会計より繰り入れたものでございます。

歳入総額1,996万4,888円に対し、歳出総額は1,806万9,329円で、歳入歳出差し引き額189万5,559円を翌年度に繰り越しをいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） それでは、認定第6号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1下水道費、項1下水道費、目1一般管理費、節11需用費の修繕料につきましては、公共ますの修繕が11カ所、マンホールぶたの修繕が12カ所、その他の修繕含めまして401万8,067円を支出しております。前年度比112万4,733円の増でございます。次に、節13委託料の下水道管洗浄委託料につきましては、下水道管閉塞の予防措置といたしまして、定期的洗浄作業を行っております。平成23年度は矢田部地区の定期的洗浄作業と3件の緊急洗浄作業等合わせて166万8,450円を支出しております。前年度比37万6,950円の増でございます。次に、マンホールポンプ点検監視委託料につきましては、太子町内にある15カ所の下水をくみ上げるマンホールポンプの点検監視業務として353万9,550円を支出しております。前年度比8万2,550円の増となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、処理水量408万4,377立方メートルに対します処理負

担金として2億1,871万5,761円を支出しております。前年度比、水量で7万2,044立方メートル、負担金で1,652万2,208円の増となっております。

目2公共下水道事業費、節15工事請負費の公共樹設置工事費につきましては、74件の工事で2,476万3,804円を支出しております。前年度比185万5,038円の増となっております。

次に、下水道管布設工事費につきましては、3件の工事で694万8,900円を支出しております。前年度比502万5,300円の増となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金の汚水長松幹線管渠築造工事負担金につきましては、姫路市と太子町との下水処理に関する協定書に基づきまして1,696万8,570円を支出しております。

目4流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道建設負担金につきましては、1,122万697円を支出しております。流域の処理場等の建設事業費から国庫補助分及び県費負担分を除きました事業費に対しまして関係3市1町が負担するものでございます。前年度比257万4,456円の増でございます。

次に、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（償還金）につきましては、県移管に伴う償還金負担として1,864万8,780円を支出しております。前年度比1,754円の増でございます。

次に、款2公債費、項1公債費、目1元金につきましては、定期償還分の長期債元金償還金として8億3,718万6,114円を支出しております。前年度比5,063万7,305円の増でございます。

次に、目2利子につきましては、定期償還分の長期債利子償還金として3億5,351万3,757円を支出しております。前年度比1,552万7,565円の減でございます。

引き続きまして、歳入の詳細説明に移らせていただきます。

6ページをお願いします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金、節1下水道費負担金の下水道事業受益者負担金につきましては、猶予取り消しによる現年度分53件、1,092万6,100円を収入しております。前年度比119万7,200円の増でございます。次に、節2下水道費過年度負担金につきましては、73万3,300円収入しております。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、節1下水道使用料といたしまして、有収水量328万5,604立方メートルに対し、収入済額4億8,403万5,248円となっております。前年度比、水量で8,786立方メートルの増、使用料金で1,064万2,680円の減となっております。節2の下水道過年度使用料につきましては、698万4,352円収入しております。

次に、款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金が8億5,027万円となっております。前年度比2,027万円の増でございます。

8ページをお願いいたします。

款6町債、項1町債、目1下水道債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債、これらを合わせまして1億9,050万円の収入済みとなっております。

以上で平成23年度下水道事業特別会計の歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第7号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1前処理場費、項1前処理場費、目1前処理場管理費、節11需用費の消耗品費につきましては、硫化水素対策といたしまして、pH調整のための苛性ソーダ購入費として133万5,348円支出しております。前年度比2万7,313円の増となっております。光熱水費

につきましては、電気料を476万9,323円支出しております。前年度比3万6,795円の減となっております。修繕料につきましては、機械修繕としてオートスクリーンチェーンの交換作業等に183万7,500円、施設修繕として配電盤及び気中開閉器の修繕工事等に111万1,971円を支出し、合わせて294万9,471円を支出しております。前年度比150万9,536円の増となっております。次に、節13委託料の前処理場運転管理業務委託料につきましては、4,264万5,750円を支出しております。平成22年8月からの委託内容の見直しによりまして、前年度比465万4,250円の減となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、排水量5万1,938立方メートルに対します処理負担金として579万4,263円を支出しております。前年度比、排水量で5,002立方メートル、負担金で86万6,667円の増となっております。

次に、目2流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道建設負担金につきましては、流域の処理場の建設事業費の負担分として114万3,684円支出しております。対前年度比26万2,403円の増となっております。

次に、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（償還金）につきましては、県移管に伴います償還金負担といたしまして254万3,015円支出しております。前年度比241円の増となっております。同じく兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（汚泥焼却）につきましては、搬出いたしました汚泥量142.1トンに対します焼却負担金として477万2,583円支出しております。前年度比、汚泥量で16.08トン、負担金で45万1,020円の減となっております。

次に、款2公債費、項1公債費、目1元金につきましては、定期償還分の長期債元金償還金として1,196万2,249円支出しております。前年度比5万9,988円の減でございます。

す。

目2利子につきましては、定期償還分の長期債利子償還金として354万5,042円支出しております。前年度比26万9,420円の減でございます。

引き続きまして、歳入の詳細説明に移らせていただきます。

6ページをお願いします。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料につきましては、有収水量5万5,530立方メートルに対し、1,249万4,250円収入しております。前年度比、有収水量で2万6,580立方メートル、使用料で598万500円の増となっております。

次に、款2繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金につきましては8,207万円であります。前年度比では1,632万円の減となっております。

以上で平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、認定第8号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算報告書の1ページから4ページまでにつきましては、収益的収支及び資本的収支について、予算との対比で消費税込みにて作成しております。

まず、1ページ並びに2ページの収益的収入及び支出をお願いいたします。

収入の決算状況は、事業収益において、予算額4億9,582万4,000円に対し決算額4億6,000万8,698円となり、予算に対し3,581万5,302円の減収となりました。この主な要因といたしまして、大口使用者の使用水量の減によるものでございます。

一方、支出の状況は、事業費用において、予算額4億9,863万1,000円に対しまして決算額は4億5,904万1,114円となり、不用額は3,958万9,886円となりました。この主なものといたしましては、営業費用、営業外費用における経費の減によるものでございます。

次に、3ページ、4ページの資本的収入及び支出をお願いいたします。

収入の決算状況は、予算額2億3,473万6,000円に対し決算額は2,197万円で、2億1,276万6,000円の減でございます。この理由といたしましては、立岡山北配水池整備事業につきまして、平成24年度に繰り越したことにより企業債、出資金及び国庫補助金の減によるものでございます。

一方、支出においては、予算額6億5,574万9,000円に対し決算額1億277万2,343円及び翌年度への繰越金5億4,500万円を差し引いた結果、不用額797万6,657円になりました。この主なものといたしましては、建設改良費の工事請負費及び機械及び装置購入費の減によるものでございます。

よって、資本的収入額2,197万円が資本的支出額1億277万2,343円に対して不足する額8,080万2,343円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額38万8,058円、過年度分損益勘定留保資金5,079万1,007円と減債積立金2,962万3,278円で補填をしております。

詳細内容につきましては、収益的収入及び支出は18ページ以降に税抜きで掲載しております。また、資本的収入及び支出については、23ページに税込みで掲載しております。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。

平成23年度損益計算書で、収益的収支を項目別に税抜きで精算したものでございます。

まず、営業収益4億3,074万6,252円から営業費用4億2,264万3,301円を差し引いた営業利益は810万2,951円であり、これに営業外収益818万7,606円から営業外費用2,774万9,067円を差し引いたマイナス1,956万1,461円を加減した経常損失は1,145万8,510円となり、特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は1,222万1,357円となりました。前年度繰越欠損金8,962万3,426円を加算いたしますと、当年度の未処理欠損金は1億184万4,783円となっております。

次に、7ページの剰余金計算書をお願いいたします。

平成23年度に地方公営企業法の一部改正がございまして、平成23年度決算からこのような様式に若干変更となっております。

まず、左の資本金、自己資本金から説明をいたします。

本年度、減債積立金を使用して、借入資本金とあります企業債を償還いたしましたので、地方公営企業法施行令第25条第2項の規定に基づきまして償還額2,962万3,278円を自己資本金に組み入れ、自己資本金残高が8億9,778万7,408円となっております。同じく借入資本金ですが、企業債を7,846万7,337円償還いたしましたので、年度末残高は9億5,566万2,868円となっております。

次に、資本剰余金の部ですが、受贈財産評価額につきましては、14ページの受贈財産評価額内説明細書のとおり825万5,260円増加いたしましたので、年度末残高は5億4,110万1,156円となっております。

続きまして、工事負担金及び他会計補助金につきましては、変動は生じておりません。

国庫補助金につきましては、2,197万円を受け入れ、平成22年度決算で消費税の還付を税務署から受けましたので、これに見合う消費税相当分を国に返しております。国庫補助金の年度末残高は3億1,303万2,812円となっております。

結果、資本剰余金合計が2,971万7,167円増加し、49億4,170万4,716円となりました。

続きまして、利益剰余金の部、減債積立金でございますが、平成22年度から実施しております企業債の公的資金補償金免除繰上償還に伴って2,962万3,278円を使用したものであり、年度末残高は7,554万6,625円となっております。

利益積立金及び建設改良積立金において変動はございません。

未処理欠損金につきましては、1,222万1,357円の純損失が生じたので、当年度末未処理欠損金は1億184万4,783円となり、

利益剰余金合計は4,184万4,635円減少し、残高は2億3,578万7,418円となりました。

結果、資本合計といたしまして、70億3,094万2,410円となっております。

続きまして、8ページ、欠損金処理計算書(案)でございます。

未処理欠損金の当年度末残高1億184万4,783円に対し、利益剰余金等からの繰り入れは行わず、この額を繰越欠損金といたしたいので、よろしく願いをいたします。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

平成23年度末現在の貸借対照表でございます。これは企業の財政状況を明らかにするため、資産、負債、資本を総括的に表示したものでございます。平成23年度中の事業活動から生じた資産、負債、資本の増減を計上したものでございます。

まず、資産の部、1、固定資産の有形固定資産については、資本的支出に経理されたものを各項目別に計上しており、明細については24ページ、25ページの固定資産明細書に掲げているとおりでございます。

次に、2、流動資産の(1)現金預金7億7,040万700円は、29ページの資金収支表の最下段の翌年度繰越金の現金3億7,040万700円と定期預金4億円を足したものでございます。

(2)未収金は、平成24年3月31日現在で6,558万180円であり、この主なものといたしましては、水道料金4,489万1,321円、他会計負担金2,033万2,313円、その他35万6,546円となっております。

(3)有価証券につきましては、資産運用といたしまして、兵庫県公募公債及びユーロ円債を購入しております現在高でございます。

流動資産の合計は11億4,200万808円となりました。

10ページ、負債の部でございますが、4、流動負債、(1)未払金2億1,759万4,045円の主なものとして、営業未払金3,042万7,152円、営業外未払金1億8,716万6,893円

でございます。

次に、(2)預かり金3,921万5,855円は下水道使用料でございます。

よって、負債合計額は2億5,680万9,900円となりました。

次に、資本の部ですが、7ページでご説明いたしました剰余金等を取りまとめたもので、詳細につきましては先ほどのおりでございます。

以上が資産、負債、資本の状況で、資産、負債及び資本の合計額はそれぞれ72億8,775万2,310円となります。

次に、11ページをお願いいたします。

これから以降は決算の附属書類でございます。

まず、事業報告書でございますが、1、概況につきましては、平成23年度の経営及び事業実施の概要を文書表現として掲載しております。

次に、12ページ、(2)議会議決事項は、平成23年度中に議会へ提案させていただいた議案でございます。

次に、(4)職員に関する事項は、平成24年3月末現在の職員を職階級に掲げております。

次に、13ページでございます。

(1)改良工事の概要を掲げております。資本的支出の配水施設改良費の工事請負費の明細でございます。

(2)保存工事の概況ですが、これは漏水修理等の件数でございます。平成23年度は60件行っております。

次に、14ページをお願いします。

(3)受贈財産評価額内訳明細書については、先ほどの資本剰余金のところで申し上げたとおり、宅地開発等により寄贈された配水管、配水支管等9件の評価額でございます。

15ページは業務でございます。(1)業務量は前年度対比で掲げております。年間総配水量で0.9%の減となっております。今後の水需要についても、節水意識の定着、また節水機器の普及、産業構造の変化等により減少傾

向であると考えております。

16ページお願いします。

(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項については、区分別に前年度との対比でございます。事業収入では、有収水量の減により全体として768万8,629円、1.7%の減となっております。一方、事業費では、1.1%の増により480万3,005円の増となっております。

次に、17ページ、(4)会計でございます。

②企業債及び一時借入金の概要ですが、これは企業債の借入状況でございます、30ページ、企業債明細書に掲げておりますとおり、借入総額は現在13億170万円に対し、平成23年度末現在の未償還残高は9億5,566万2,868円となっております。

次に、18ページをお願いします。

これからは収益費用に係る明細です。主なところのみ申し上げます。

目給水収益、節水道使用料は、対前年度比513万9,663円の減収となっております。項営業外収益も対前年度比221万992円の減収となりました。結果、事業収益としては、対前年度比768万8,629円の減となっております。

19ページからは事業費用でございます。

目原浄水費は、対前年度比1,402万9,465円の減でございます。主なものとしまして、節光熱水費では老原浄水場下水道使用料が135万8,940円の減、節委託料では安全な水の供給から水質検査を関係法令の定めにより一般検査を毎月龍野健康福祉事務所で、また原水及び供給水の全項目については住友金属テクノロジー株式会社と県立健康生活科学研究所で実施しており、結果はいずれも水道法に定める水質基準値以下でございました。検査費用として189万1,008円を支払っております。次に、節修繕料においては、各水源地や配水池の電気、機械等施設の点検によりまして、不良及び故障箇所の取りかえ修理等を行い、安定供給に努めております。その結果、前年度対比96万9,300円の減となっております。次に、節動力費は、全施設の電気使用料

として255万9,398キロワットでございました。対前年度比では149万7,749円の増となっております。これは立岡山北配水池整備事業によりまして、全配水量を一時的に立岡山南配水池に送水しているためでございます。次に、節受水費につきましては、兵庫県企業庁から年間51万2,400トンを受水し安定供給に努めておりますが、県水の値下げによりまして対前年度比1,275万2,796円の減となっております。

次に、20ページをお願いいたします。

目配水費は、対前年度比86万9,871円の減でございます。節調査費については、送水管及び主要な配水管において漏水調査を実施し、漏水把握に努めてまいりました。調査結果は給水管からの漏水が6件発見され、修理をいたしております。今後有収率の維持、漏水の早期発見からも継続的な調査が必要であると考えております。

次に、目給水費は、前年度対比308万8,103円の増でございます。節委託料では、量水器の取りかえ業務において平成22年度は約1,300個の取りかえがございましたが、23年度においては約2,700個となったため170万8,000円の増となっております。また、節修繕費につきましても給水管等の修理費が増え、対前年度比72万2,810円の増となりました。

次に、21ページをお願いいたします。

目総係費は、対前年度比1,310万8,939円の増となりました。その主な内容は、節法定福利費において、退手組合に対する退職手当特別負担金を一般会計と在職年数による案分による負担が生じたためでございます、対前年度比568万4,230円の増となりました。また、節委託料において、太子町地域水道ビジョン策定のため、対前年度比933万2,810円の増となりました。次に、節賃借料については、平成22年度において料金会計システムを購入したことにより、23年度は182万1,022円の減となっております。次に、節手数料につきましては、コンビニ収納手数料及び各金融

機関取扱手数料により92万6,565円の増となっております。

次に、22ページ、目減価償却費についてでございます。地方公営企業法の施行規則第8条による償却方法等を採用しておりまして、対前年度比では288万5,000円の減となっております。

また、目資産減耗費では、立岡山北配水池ほか更新工事によりまして旧の施設を除去したため、対前年度比では768万493円の増となっております。

目その他営業費用の節材料売却原価では、量水器の交換コストが多かったため、対前年度比303万750円の増となっております。

項営業外費用、目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息として財務省財政融資資金15件分1,272万8,273円、また地方公共団体金融機構21件分1,480万9,365円で、対前年度比464万2,964円の減となっております。

次に、特別損失、目過年度損益修正損は76万2,847円となり、対前年度比9万5,232円の増となっております。

次に、23ページの資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入では、目国庫補助金の2,197万円につきましては、立岡山北配水池ほか更新工事等によるものでございます。

資本的支出では、目配水施設改良費の工事請負費につきまして473万7,400円で、内容は13ページに掲げておりますとおりでございます。

次に、目固定資産購入費では、機械及び装置購入費として154万6,692円、工具、器具及び備品費として185万7,450円を支払っております。

次に、目企業債償還金につきましては、財務省財政融資資金14件分の5,114万1,680円、また地方公共団体金融機構21件分の2,732万5,657円を支払っております。このうち公的資金補償金免除繰上償還といたしまして、今年度は財務省財政融資資金1件分2,962万3,278円を含んでおります。よって、対前年

度比1,157万567円の減でございます。

次に、24ページ、25ページは固定資産明細書でございまして、9ページの貸借対照表、資産の部、有形無形固定資産の明細でございます。

26ページは、事業費用及び建設改良費に掲げている科目ごとの人件費の明細書でございます。

次に、27ページは、款事業費用4億5,115万5,215円の節ごとの構成比でございます。

28ページは補てん財源明細書でございます。これは資本的収入が支出に対して不足する額等に補填する財源でございまして、平成24年度への繰越額は9億9,273万3,629円でございます。

29ページは、平成23年度資金収支表でございます。この表は、平成23年度の1年間に発生した現金の受け入れ及び支払いの金額を事業資金の項目別に表示したものでございます。受け入れ資金の合計が13億8,849万8,002円に対し支払い資金の合計が10億1,809万7,302円となり、差し引き額3億7,040万700円を平成24年度へ繰り越しております。

30ページは、企業債の明細でございます。未償還残高がゼロの1件がございしますが、この1件が先ほどの繰上償還を行った企業債でございます。

以上で平成23年度水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

**○議長（佐野芳彦）** これで日程第21、認定第1号から日程第28、認定第8号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで平成23年度一般会計、特別会計及び企業会計の8会計決算については法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

森川勝代表監査委員。

**○監査委員（森川 勝）** 失礼いたします。

平成23年度兵庫県太子町一般会計、特別会計決算につきまして、橋本監査委員とともに審査しました結果につきましてご報告申し上げます。

1、審査対象、平成23年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算書、平成23年度兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算書、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業、下水道事業、前処理場事業の6特別会計、附属書類、平成23年度兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類。

審査期間、平成24年7月23日から平成24年8月10日まで。

審査の方法、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査しました。

また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にしております。

審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認しました。

また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めました。

決算の個別意見につきましては、以下に述べるとおりでありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

引き続き、平成23年度兵庫県太子町水道事業会計決算につきまして、橋本監査委員とともに審査しました結果につきましてご報告申し上げます。

審査対象、平成23年度兵庫県太子町水道事業会計決算書、事業報告及び関係帳簿、証書類。

審査日、平成24年7月23日から平成24年8月10日まで。

審査の方法、審査に当たっては、決算報告書及びその他附属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を実施いたしました。

審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。

個別意見につきましては、以下をご確認いただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（佐野芳彦） 決算審査の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第29 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について**

○議長（佐野芳彦） 日程第29、請願第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼します。請願審査報告書を読み上げまして委員長報告とさせていただきます。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件。受理番号、請願第3号。付託年月日、平成24年6月4日。件

名、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書の提出。

2、審査年月日。平成24年6月8日金曜日午前10時から午後3時、平成24年7月11日水曜日午前10時から午後3時56分、平成24年8月8日水曜日午前10時から午後3時36分。

3、審査経過及び結果。

1、審査経過。紹介議員の藤澤議員から口頭説明及び兵庫県教職員組合揖龍支部の谷口書記長からの文書回答をもとに審査を行った。

少人数学級のメリットは、より細やかな学習指導が可能となり、子供たちに質の高い教育を保障し、我が国の成長を支える個性豊かで創造力あふれる人材を育成できることである。そのためにも、子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられるように30人以下学級を実現していただきたいと藤澤議員から趣旨説明があった。

委員からの少人数学級導入による効果はなぜわかるのかとの問いに、文部科学省の委員会報告や自治体教育委員会、国立教育施策研究所、また民間の教育研究所から調査の結果報告が出ているが、効果として、1クラス当たりの人数を減らすことで教員の目が届くようになり、細やかな学習指導や生徒指導が可能になるということが上げられているとの回答であった。

最終的に福祉文教常任委員会としては、太子町での実施は現実的には難しいと思われるが、国の基準で教育水準を上げようとするなら財政的基盤など条件の整備が必要になってくるので、意見書を提出する必要があるということでもとまった。

2、審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

3、措置事項として、意見書を提出する。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委

員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後2時30分）

（再開 午後2時30分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 意見書案第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

○議長（佐野芳彦） 追加日程第1、意見書

案第2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 失礼します。意見書案を読み上げまして趣旨説明とさせていただきます。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案。

35人以下学級について昨年義務標準法が改正され、小学校1学年の基礎定数化が図られたものの、今年度小学校2学年については義務標準法の改正が行われず、加配措置にとどまっています。

社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。日本語指導など特別な支援を必要とする子供たちの増加や障害のある児童・生徒の対応等が課題となっています。また、不登校、いじめ等、生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外のさまざまな定数改善も必要です。

兵庫県においては、阪神・淡路大震災以降、中心的役割を担ってきた教育復興担当教員、心のケア担当教員の実践を継承し、地域社会とのつながりや子供たちの生活支援をリードするための日常的な心のケアの取り組みを進めています。

日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっており、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望ましい学級規模として26人から30人を上げています。このように保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法

上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国28カ国の中では日本は最下位となっています。

また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、2013年度政府の予算編成において、下記事項の実現について取り組まれることを強く要請いたします。

記。1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成24年8月29日。

内閣総理大臣野田佳彦様、財務大臣安住淳様、文部科学大臣平野博文様、総務大臣川端達夫様。

兵庫県太子町議会議長佐野芳彦。

以上で趣旨説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（佐野芳彦）** 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思

います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は8月30日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

(散会 午後2時37分)